

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、尾道市立大学大学院学則（平成24年規程第2号。以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、尾道市立大学大学院美術研究科（以下「研究科」という。）において必要と認める事項について定めるものとする。

2 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、尾道市立大学大学院美術研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の審議を経て学長が定める。

(専攻)

第2条 研究科に、次の専攻及び教育研究分野を置く。

専攻	教育研究分野	
美術	絵画	日本画
		油画
	デザイン	

第3条 削除

第2章 教育方法等

(教育課程)

第4条 教育課程は、尾道市立大学大学院授業科目履修規程（平成28年規程第206号）別表第1第3号（以下「別表」という。）のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、必要に応じて別の授業科目を開設することがある。

(履修方法)

第5条 学生は、所定の教育課程を履修しなければならない。

第6条 各学期に開設する授業科目及び授業担当教員名等は、その学期の始めに発表する。

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期間内に履修登録しなければならない。

2 学生が、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。

3 他の研究科の学生が、研究科の授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。ただし、専門実習科目は、除く。

(他の専攻等の授業科目の履修)

第8条 学長は、研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学生に他の専攻若しくは他の研究科又は本学の学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、研究科委員会において認める場合に限り、課程の修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第9条 入学した者が、既修得単位等の認定を申請した場合には、当該既修得単位等が10単位を超えない範囲において、研究科において修得したものとして認定することができる。

2 既修得単位等の認定を受けようとする者は、主として指導する教員を経て、入学後3か月以内に、研究科長に申請しなければならない。

(研究指導)

第10条 研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、入学後速やかに学生ごとに指導教員を定める。

2 学生が指導教員の変更を希望するときは、指導教員の許可を得て、研究科長に願い出て、研究科委員会の承認を得なければならない。

第11条 学生は、指導教員の指導により入学後1か月以内に研究課題を研究科長に届け出なければならない。

### 第3章 課程の修了要件

(修了要件)

第12条 修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修了作品及び副論文を提出し、審査及び最終試験に合格しなければならない。

(成績評価)

第13条 各科目の成績評価については、次のとおりとする。

- (1) 各科目の成績評価は、制作作品、演習発表、レポート、論文、筆記試験の成果等により行う。
- (2) 成績表示は5点満点の整数で行い、2点以上を合格とし、1点を不合格とする。評価・表示の具体は、次のとおりとする。

成績表示		100点満点の場合
秀	5	90点以上
優	4	80点以上
良	3	70点以上
可	2	60点以上
不可	1	60点未満

(修了作品及び副論文)

第14条 学生は、修了作品及び副論文を、指導教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。

第15条 修了作品の審査は、当該学生担当の指導教員が行い、1人を主査とする。なお、必要と認められた場合は、研究科の教員を加えることができる。

2 副論文の審査は、美術理論担当の教員及び指導教員が行う。

3 その他審査について必要な事項は、別に定める。

(最終試験)

第16条 学生の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の修了作品及び副論文を提出した者について行う。

第17条 最終試験は、原則として口述試験により行う。

第18条 最終試験の実施日時及び方法は、研究科委員会の議を経て発表する。

(授与学位)

第19条 授与学位は、修士（美術）とする。

### 第4章 入学、退学、休学、転学及び再入学

(入学)

第20条 入学を志願する者は、所定の期日までに所定の様式により入学願を提出しなければならない。

第21条 入学を志願した者の選抜方法は、別に定める。

(退学、休学及び転学)

第22条 退学、休学及び転学については、所定の手続を行い、学長の承認を得なければ

ならない。

(再入学)

第23条 途中で退学した者で、再入学を志願する者は、学長に願い出ることができる。

ただし、入学の時期は、学期の始めに限る。

2 再入学を志願した者には、必要に応じて実技検査を行うことがある。

付 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月26日規程第184号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月22日規程第216号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。